

平成30年第3回  
城里町議会臨時会会議録 第1号

平成30年6月27日 午前10時06分開会

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
教 育 長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	大曾根直美
総務課長	河原井明
町民課長	柳橋司朗
財務課長	高堀義美
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	山口利春
長寿応援課長	阿久津忠昭
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	皆川尊志
都市建設課長	鯉渕和己
下水道課長	山崎秀樹
会計管理者（会計課長）	小林正雄
水道課長	高瀬浩文
農業委員会事務局長	山口成治
教育委員会事務局長	小林克成

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	市 村 真 紀

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 1 号

平成30年6月27日（水曜日）

午前10時06分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 発議第1号 七会中跡地利用に関する調査特別委員会の設置に関する決議  
について

1. 本日の会議に付した事件

発議第1号

---

午前10時06分開会

町民憲章唱和

○議長（小坏 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いします。

ご起立願います。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（小坏 孝君） ご協力ありがとうございました。

---

議長挨拶

○議長（小坏 孝君） 平成30年第3回城里町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会は、特別委員会設置の審議案件であります。議事運営につきましては、議員各

位の特段のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、夏の軽装クールビズの対応のため、本会議はノーネクタイで会議を進めます。

なお、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

---

#### 議員の出欠

○議長（小唄 孝君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員は14名です。

---

#### 開会の宣告

○議長（小唄 孝君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回城里町議会臨時会を開会いたします。

---

#### 開議の宣告

○議長（小唄 孝君） これから本日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（小唄 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則123条の規定により

10番 阿久津 則 男 君

11番 小 林 祥 宏 君

12番 杉 山 清 君

の以上3君をご指名いたします。

---

#### 会期の決定

○議長（小唄 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めたものの職、氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人14名を許可いたしました。

---

## 町長挨拶

○議長（小唄 孝君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成30年第3回城里町議会臨時会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともに大変お忙しい中ご参集を賜り、まことにありがとうございます。

地方自治法第101条第3項に基づき、会議に付すべき事件を示して、臨時会の招集の請求がありましたので、同条第4項の規定により臨時会を招集させていただいたものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

---

## 発議第1号

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第3、発議第1号 七会中跡地利用に関する調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第1項の規定により調査を行う議員提案であります。議会事務局長をして朗読させます。

議会事務局長阿久津雅志君。

〔議会事務局長阿久津雅志君登壇〕

○議会事務局長（阿久津雅志君） 朗読いたします。

七会中跡地利用に関する調査特別委員会の設置に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、七会中跡地利用に関する事務について次のとおり調査を行うものとする。

## 記

### 1 調査事項

#### （1）業務契約に関する事項

(2) スポーツ振興くじ助成金に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条、城里町議会委員会条例第5条の規定により委員7人で構成する七会中跡地利用に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項の権限を七会中跡地利用に関する調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度は35万円以内とする。

以上でございます。

○議長（小塚 孝君） 続いて、提出者より提案理由の説明を求めます。

9 番関 誠一郎君。

[ 9 番関 誠一郎君登壇 ]

○9 番（関 誠一郎君） それでは、提案者を代表いたしまして、「七会中跡地利用に関する調査特別委員会の設置に関する決議」について、提案理由の説明をさせていただきます。

さて、七会中学校跡地は紆余曲折を経て、現在、七会町民センターとして華々しくデビューいたしました。これは非常に喜ばしいことだと思います。しかし、ここに至るまでのことを思い出してください。

まず、町営住宅の改築をしたお試し住宅、これは国費が入った修繕事業でしたが、無資格業者の1者随意契約で工事をしております。

次に、島家住宅、この住宅の屋根修繕も、議会に何の説明もなく470万円もの工事をしております。この島家住宅は個人所有物件を寄附として受け入れております。これも議会に何の相談もありませんでした。後年度負担の伴う寄附行為は議決案件とされております。

那珂市では現在、家屋の寄附を受けた案件で100条委員会が立ち上がっていることは皆様もご存じではないかと思えます。

こういったことに苦言を呈し、平成29年6月の定例会において上遠野町長の議会対応に対し反省を求める決議を可決した経緯がございます。

次に、昨年12月臨時会に工事変更契約の議案が出されましたが、既に工事が終わった事後承諾の議案でした。

地方自治法第96条第5号で議会の議決を得た事項の変更には全て議会の議決を得なければならないとされております。議決のない変更契約は無効であると自治六法に明記されていますので、議決前は着工できないにもかかわらず工事が終わっていたのです。その後、

3月いっぱいとは工事期間中であるにもかかわらず、2月13日に七会町民センターがオープンするという不可思議な状況を経て現在に至っています。

さて、ここに来て疑義が生じております。

まず、グラウンドの芝生を管理する業者の契約が1者随契で行われていること。その業者は無資格業者であったということ。指名条件にある技術者が当時その会社にいなかったことなどが判明いたしました。

前回の定例会において藤咲議員の一般質問においても3者の見積もり業者名を再三聞きましたが、回答がなかったことを皆さんも覚えていることと思います。結局、予算見積もりは3者取った、しかし名前は明かせない。そして、契約するための見積もりは1者だった。その1者とは施工業者ではない。これは許される行為なのでしょうか。通常ですと契約事務のあり方が問われる内容と思われそうですが、詳細は教えてもらえません。

このように、資料を請求しても出せない、わからないとのことで、本質的な部分が明確にならない状態です。契約事務において不正行為があったのか、なかったのかの疑義が深まります。

さらに、ここに来てスポーツ振興くじ助成金も出ていないという事実も判明しています。インターネットを検索してみてください。城里町のアツマーレはスポーツ振興くじ助成金を受けてつくりましたと出ております。ここ最近では、町のホームページ関係にだけ「コート1面」という文言が追加されております。これは、いつ、誰が、何のためにこの文言を追加したのか。しなければならなかったのか、委員会で調査しなければならないと思っております。

このように、今までさんざん問い合わせても答えてもらえなかった問題を究明するためには、関係人の出頭を求め、記録の提出や証言を得る必要があるため、ここに地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置する決議案を提出するものでございます。

以上、提案理由を説明させていただきました。

○議長（小唄 孝君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

それでは、これより質疑に入ります。

なお、質疑は提出者にすることになりますが、質疑に対する答弁は自席においてお願いいたします。

発議第1号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

---

## 討 論

○議長（小唄 孝君） これより討論に入ります。

発議第1号に対する討論はございませんか。

〔「議長、7番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） それでは、原案に反対の立場から討論を述べさせていただきます。

まず、調査事項が2点ほどあるんですが、それに関して申し述べたいと思っております。

まず、100条委員会というのは罰則規定まである大変権限の強い委員会であります。であるからして、調査事項に対しては特定すべきであるというふうに書いてあります。

そこで、この業務契約に関する事項というのは、やはりきちっとした芝管理における随契というふうな形で特定すべきであるということ指摘しておきます。まず、その点に対して反対であります。

また、今回、一番の業務の芝の管理契約についてであります。これは1月の臨時議会において可決されております。議決権というのについて一言申し述べたいわけですが、議決権というのは議会の持つ権限の中でも一番基本的なものであり、本質的なものであります。町村長が提案した案件に対して可否を表明することが議会の最も重要な使命であるというふうに考えております。

このような議会の意思決定が議決であり、議会の権限の中では最も大切なものであると考えております。

さて、議決は問題に対する議員個々の賛成、反対の意思表示、すなわち表決の集約であります。議員の意思が賛否に分かれている場合は、通常の場合では過半数の賛成があれば議会の意思と定めています。

このようにして決定した議会の意思は、もはや議員個々の意思からは独立したものとなり、議会全体の統一した意思となる。たとえ議決と反対の意思を表明した議員であったとしても、議会の構成員である以上、成立した議会議決に従わなければならない。これは議員必携にも書いてあるとおり、会議規則の中の原則であります。

このようなことを考えると、既に議決されていて、十分に芝管理の随契契約については執行部からも説明はされているというふうに理解をして、3月の議会では可決されたのではないですか。

さらに、もう一点ですが、スポーツ振興くじ助成金に関する事項が果たして100条に適するものか考えてみてください。申請がおくれているということでもあります。つまり、申

請がおくれたということは執行部の事務処理上のミスであります、申請をすれば助成金は交付されるということを説明しているわけでありますから、これを100条で取り上げる必要は全くないと、このように考えております。

以上二点申し述べましたが、議員各位の賛同を賜りたく思います。

以上で討論を終わりにします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小塚 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど反対の弁を述べていただいたと思いますが、議会が賛成をしたから、可決をしたから、その思いは非常に大きいものであります。だからこそ何かが、疑問が、疑義が生じた場合、議会議員はしっかりと確認をしなければいけない。まず第一にそのことを申し述べさせていただきたいというふうに思います。

先ほど議員必携のお話をされてきました。これが議員必携というものです。これは当選しますと議会の議席、壇上に各議員に1冊ずつ置かれているものであります。そして、この内容は、議会のルール、そして議会の仕組み、そして最初のころには、まず基本的に議会の使命とは何なんだ、議員の職責とは何なんだというふうに書いてあります。それを前提にしてさまざまな議決や委員会や、もちろんこの中に本日の100条委員会の内容の規定が、説明が、ルールが載っています。

ここで、議会の使命というものをいま一度お話をさせていただきたいと思います。

議会の使命は、果たして何であるのか。それは2つ挙げられる。第1は地方公共団体の具体的政策を最終的に決定すること。その第2は、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が全て適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することであるとあります。

この批判とは、非難でもなければ、批評や論評でもありません。あくまでも住民全体の立場に立ってなされる文字通り正しい意味での批判である。また、住民の立場に立っての監視であるべきであるためです。

そして議員の職責についても言及されています。議員は住民全体の奉仕者であって、これが議員の本質であるというべきである。

先ほどの2つの使命、すなわち具体的な政策の最終決定と行財政運営の批判と監視、それを完全に達成できるよう議会の一員として懸命に努力することが議員の職責であると思われまます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小塚 孝君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕



○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。  
〔発言する者なし〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。  
〔発言する者なし〕

○議長（小唄 孝君） 以上で討論を終結いたします。  
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 11番、小林祥宏君。

○11番（小林祥宏君） ここで退席をいたします。

○議長（小唄 孝君） 許可いたします。  
〔11番小林祥宏君退席〕

○議長（小唄 孝君） 以上で討論を終結いたします。

---

## 採 決

○議長（小唄 孝君） これより採決に入ります。

発議第1号 七会中跡地利用に関する調査特別委員会の設置に関する決議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

---

## 調査特別委員会の設置・付託

○議長（小唄 孝君） 城里町議会委員会条例第5条の規定により、七会中跡地利用に関する調査特別委員会を設置し、地方自治法第109条の規定により、これを付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中にただいま設置されました七会中跡地利用に関する調査特別委員会の委員の選任を議員控室においておねがいします。

午前10時34分休憩

---

午前10時46分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました七会中跡地利用に関する調査特別委員会の設置に関する委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長においてご指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認め、よって、次の諸君をご指名申し上げます。

委員に1番桜井和子君、2番加藤木 直君、4番藤咲芙美子君、6番菌部 一君、8番河原井大介君、9番関 誠一郎君、10番阿久津則男君、以上7名の諸君を七会中跡地利用に関する調査特別委員会の委員にご指名いたしました。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名申し上げます7名の委員をそれぞれ選任いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

---

午前10時47分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩中に七会中跡地利用に関する調査特別委員会を開き、正副委員長の互選をいたしましたので、ご報告いたします。

委員長に9番関 誠一郎君、副委員長に8番河原井大介君が選任されましたので、ご報告いたします。

以上で今臨時会に付議されました議案は全て終了いたしました。

---

#### 町長挨拶

○議長（小唄 孝君） ここで、閉会に当たり町長よりご挨拶をいただきます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成30年第3回城里町議会臨時会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案されました議案につきましては慎重にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。今後の調査特別委員会には誠心誠意、真摯な態度で対応して

まいりますので、よろしくお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

---

#### 閉会の宣告

○議長（小唄 孝君） 以上をもちまして、平成30年第3回城里町議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時50分閉会